

令和元年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和元年 5月 8日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時15分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	金安 英照	2番	田村 陽子
	3番	永井 浩	5番	向山 博
	6番	難波 修二	7番	赤石 勝子
	8番	中島 湓子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

3番 永井 浩 5番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教 育 長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
総務課参事	渡辺 貢	税務課長	竹内 恒雄
住民福祉課長	北川 淳一	健康推進課長	山下 志伸
農林水産課長	西河 修久	建設課長	北山 誠一
商工労働観光課長	梅本 聖孝	会計管理者	小木 利夫
建設課主任技師	中村 伸宏	学務課主幹	今野 満
農業委員会事務局長	木村 恭史		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 選挙第 1 号 議長選挙
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選挙第 2 号 副議長選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 選挙第 3 号 羊蹄山ろく消防組合議会議員選挙
選挙第 4 号 南部後志環境衛生組合議会議員選挙
選挙第 5 号 後志広域連合議会議員選挙
- 日程第 10 消防委員の指名
表彰審議会委員の推薦
- 日程第 11 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第 12 同意第 1 号 蘭越町監査委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第 13 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについ
て（平成 31 年度蘭越町一般会計補正予
算（第 14 号））
- 日程第 14 議案第 1 号 蘭越町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 2 号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例
- 日程第 16 議案第 3 号 動産の取得について（塵芥収集車）
- 日程第 17 議案第 4 号 令和（平成 31 年度）蘭越町一般会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 5 号 令和（平成 31 年度）蘭越町介護保険サ
ービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

○山内副町長 皆さん、おはようございます。

本日は、一般選挙後、初の議会であります。会議に先立ちまして、

金町長からご挨拶を申し上げます。

○金町長 おはようございます。

開会前の貴重な時間でございますが、会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

任期満了に伴う4月21日執行の蘭越町議会議員選挙におきまして、町民多数の信任を受けられまして、見事ご当選されました皆様方に、心からお喜び申し上げます。

今後におかれましても、執行機関に携わる私どもと共に、地方自治の振興発展のために、共に力を合わせ、最終目的であります住民福祉の向上に向け、ご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、町議会議員選挙後、最初の議会としまして、第2回蘭越町議会臨時会を招集いたしました訳でございますが、議員の皆様のご出席をいただきまして、本日提案いたします付議事件のご審議を賜りますことを、誠にありがたく存じます。

さて、本年度、開基120年を迎える本町は、これまで先人達が、真の開拓魂と厚い郷土愛に燃え、様々な困難に耐え抜く力と相助け合う心を持って、幾多の試練を乗り越え、今日のかげがえのない「ふるさと蘭越」を築き上げてきました。

私といたしましても、蘭越町開基120年、その先の時代に向かって、現状を冷静に分析し、今、何をすべきかをしっかりと見極め、真に必要な行政サービスの有効化を図ることで、自助・共助・公助の機能がうまく連携された、耀きのある温かいまちづくりを目指したいと考えおり、その責任ある行政運営を全力で推進してまいりますので、議員の皆様方の一層のご指導とご助言を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

皆様方のご当選を改めてお祝い申し上げ、益々ご健勝にて活動くださいますよう、衷心よりご祈念いたしまして、ご挨拶といたします。

誠におめでとうございます。

○山内副町長 それでは議会事務局長の進めるところにより、会議を行います。

○事務局長 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員

の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、この規定に基づきまして取り進めさせていただきます。出席議員の中で、「中島議員」が年長ですので、ご紹介申し上げます。

中島議員、議長席へお願いします。

○中島臨時議長　　ただいま、紹介されました「中島」です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○中島臨時議長　　これより、令和元年第2回蘭越町議会臨時会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。

○中島臨時議長　　日程第1　「仮議席の指定」を行います。
「仮議席」は、ただいま着席の議席とします。

○中島臨時議長　　日程第2　「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、「永井　議員」「向山　議員」を指名します。
町理事者及び説明員退席につき、暫時休憩します。

○中島臨時議長　　再開します。日程第3　選挙第1号　議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（事務局、議場を閉める）

ただいまの出席議員数は、10人です。次に立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に「柳谷議員」「赤石議員」を指名します。

投票用紙を配ります。（事務局、投票用紙を配付）

投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

「配付漏れなし」と認めます。投票箱を点検します。

（事務局、投票箱を開けた状態で議員全員に見せる）

「異状なし」と認めます。

念のため申し上げます。投票は「単記無記名」です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長、議長席に向かって前列右側の議員から順番に点呼。事務局が投票箱を持参し、各議員は自席にて投票。臨時議長は最後に投票）

投票漏れはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人は、開票の立ち会いをお願いします。

開票（柳谷議員、赤石議員、事務局職員 書記席上で開票作業）

選挙の結果を報告します。

投票総数「10票」、有効投票「10票」、無効投票「0票」です。

有効投票のうち、富樫議員・6票、熊谷議員・4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は「3票」です。

法定得票数を超え、最多得票を得た富樫議員が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。暫時休憩します。

（事務局、議場を開く）

○中島臨時議長 再開します。ただいま、議長に当選された「富樫議員」が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ただ今、議長に当選されました「富樫議員」から発言を求められておりますので、これを許します。

○富樫議長 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。この度、不肖私が 議員の皆様のご推挙をいただき、蘭越町議会議長に就任させていただく ことになりました。

身に余る光栄と、責任の重さを痛感しているところでございます。

もとより浅学菲才の身ではございますが、皆様のご推挙を受けました上は、身を挺して、そのご厚情に報いる覚悟でございます。

本町を取り巻く環境は大変厳しく、重要かつ緊急の課題が山積して

おります。

このような情勢の中で、町議会の果たす役割をしっかりと認識し、住民福祉の向上、地域の振興発展をめざし、町民の信頼を得るために、私どもは、より一層の努力が求められております。

私も議長として、町議会の機能が存分に発揮できるよう努めて参る所存でございますので、議員各位の益々のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、議長就任のご挨拶といたします。

○中島臨時議長　これで、臨時議長の任務を終えました。ご協力ありがとうございました。「富樫議長」議長席にお着き願います。

○富樫議長　日程第4「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

「異議なし」と認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○富樫議長　日程第5　選挙第2号　副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。（事務局、議場を閉める）

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に「柳谷議員」「赤石議員」を指名します。

投票用紙を配ります。（事務局、投票用紙を配付）

投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

「配布漏れなし」と認めます。投票箱を点検します。

（事務局、投票箱を開けた状態で議員全員に見せる）

よろしいですか。「異状なし」と認めます。

念のため申し上げます。投票は「単記無記名」です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長、議長席に向かって前列右側の議員から順番に点呼。事

事務局が投票箱を持参し、各議員は自席にて投票。議長は最後)

投票漏れはありますか。(なしと呼ぶ者あり)

「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人は、開票の立ち会いをお願いします。

開票(柳谷議員、赤石議員、事務局職員 書記席上で開票作業)

選挙の結果を報告します。

投票総数「10票」、有効投票「10票」、無効投票「0票」です。
有効投票のうち、熊谷議員・8票、中島議員・2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は「3票」です。

したがいまして、法定得票数を超え、最多得票を得た「熊谷議員」が、副議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。暫時休憩します。

(事務局、議場を開く)

○富樫議長 再開します。ただいま、副議長に当選された「熊谷議員」が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ただ今、副議長に当選されました「熊谷議員」から発言を求められておりますので、これを許します。

○熊谷副議長 この度、議員皆様方のご支持によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりました。

大変名誉なことであり、また責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

議長に就任されました富樫議長は、人格高潔で、識見豊富な卓越した方でいらっしゃいますので、議長のご指導、ご助言をいただきながら、副議長の責務を全うするよう、最大限の努力をする所存でございます。

議員皆様方の、さらなるご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い申

し上げまして、甚だ簡単措辞ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

○富樫議長 再開します。日程第6 「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第四条第一項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長 1番・金安議員、2番・田村議員、3番・永井議員、5番・向山議員、6番・難波議員、7番・赤石議員、8番・中島議員、9番・柳谷議員、10番・熊谷議員、11番・富樫議員 以上です。

○富樫議長 席替えのため、暫時休憩します。（議席移動）

○富樫議長 再開します。日程第7「常任委員の選任」を行います。
委員選出のため、暫時休憩します。（委員会室において協議）

○富樫議長 再開します。常任委員については、委員会条例第7条第1項により、総務文教常任委員に、難波議員、向山議員、柳谷議員、富樫議員、金安議員、経済建設常任委員に、永井議員、中島議員、熊谷議員、赤石議員、田村議員。

以上のとおり指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに、決定しました。

なお、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が、議長の手元にきていますので、報告いたします。

総務文教常任委員長は「難波議員」、副委員長は「向山議員」

経済建設常任委員長は「永井議員」、副委員長は「中島議員」

以上のとおりです。

○富樫議長 日程第8 「議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員の選任については、運営基準 135 の規定により、総

務文教常任委員会から2名、経済建設常任委員会から3名を選出し、会議に諮って決めることになっています。

（常任委員選出のため、委員会室で協議した歳、議会運営委員についても併せて協議済のため、休憩なしでそのまま提案）

委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員に赤石議員、永井議員、難波議員、向山議員、田村議員を選任したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま選任しました議員が、議会運営委員に決定しました。

ただいま、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元にきていますので、報告いたします。

委員長は「赤石議員」、副委員長は「永井議員」

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

○富樫議長 日程第9 選挙第3号から選挙第5号まで「羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙」、「南部後志環境衛生組合議会議員の選挙」、「後志広域連合議会議員の選挙」を一括で行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることに決定しました。

（常任委員選出のため、委員会で協議した歳、推薦議員についても併せて協議済のため、休憩なしで指名）

各議会議員につきましては、羊蹄山ろく消防組合議会議員に「永井議員」「金安議員」、南部後志環境衛生組合議会議員に「向山議員」、後志広域連合議会議員に「富樫議員」以上のとおり指名します。

お諮りします、それぞれの議員を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

当選されました、各議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○富樫議長 日程第10 「消防委員の指名」及び「表彰審議会委員の推薦」について、一括で行います。消防委員及び表彰審議会委員については、会議に諮って指名及び推薦をすることになっています。

お諮りします。消防委員5名及び表彰審議会委員4名を、議長より指名及び推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名及び推薦することに決定しました。消防委員に「金安議員」、「永井議員」、「向山議員」「柳谷議員」、「田村議員」、表彰審議会委員に「永井議員」、「向山議員」、「赤石議員」、「金安議員」、以上のとおり指名及び推薦したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名及び推薦した議員を消防委員及び表彰審議会委員に決定しました。

（常任委員選出のため、委員会で協議した歳、指名推薦議員についても併せて協議済のため、休憩なしで指名）

10分間休憩します。再開は、11時30分とします。

○富樫議長 再開します。日程第11 「町長の行政報告及び提案理由の大綱説明」を願います。

○金町長 第2回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変ご多の中、議員の皆様方のご出席をいただきまして、本臨時会が催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第1回蘭越町議会定例会が開催されました3月15日以降の行政報告については、お手元に資料として御配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭でご報告を申し上げます。

3ページ、4月1日、月曜日15時00分から、この日は、新見温泉を所有している、株式会社敷島屋の中村社と三菱地所設計の関係者

がお見えになり、新見温泉の今後について御説明をいただきました。

中村社長からは、「将来的には大規模開発も念頭に置きながらも、当面は温泉と客室数室の小規模なものを建てて、運営をノウハウのある会社をお願いしたい。また、こういった客層をターゲットにするか現在調査中ではあるが、蘭越町と十協議をしながら進めていきたいとお話しをいただきました。今度中に解体と設計を行い、来年度に工事着手し、再来年度には開業することで検討しているとのこと、私からは、新見温泉にはファンも多いので早期に再開してほしいこと、また、蘭越町にあった開発となるよう、お願いしたところでございます。

4 ページ、4 月 1 4 日、日曜日、9 時 3 0 分から、この日は、3 7 回目の開催となります「ニセコ連峰歩くスキ大会」が、多くの企業、団体のご協力のもと、チセヌプリ周辺を舞台に行われました。道内外からクロスカントリースキー愛好者 1 4 1 名の参加があり、開会式で私から参加者へ激励を申し上げております。

当日は、青空の下、5 キロから 3 0 キロまでの 4 コースをそれぞれのペースで歩き、ニセコ連峰の春を満喫されたことと思います。また、幸いにも大きな怪我をされた方もなく、ゴールした後は、商工会女性部や建設協会等により、豚汁、コーヒーなどがふる舞われ、「お楽しみ抽選会」では、らんこし米、日本酒「ゆめ絆」、幽泉閣宿泊券など数多くの景品が提供されて、盛大のうちに終了いたしましたところでございます。

6 ページ 5 月 7 日 1 1 時 0 0 分から、この日は、後志広域連合会議が開催され、京極町山崎町長の退任に伴い、後志広域連合規約第 1 2 条により、関係町村長による後志広域連合長の選挙が執行され、神恵内村の高橋村長が当選されております。

次に育苗施設の運営状況についてご報告申し上げます。今年は融雪も順調に進み、豊穰の秋を期待しながら地域の皆様のご協力をいただき、昨年と同日の 4 月 1 2 日から播種作業を開始してありまして、1 4 日に初出荷し、2 9 日に最終出荷を終えております。4 月 1 2 日の播種作業開始にあたり、育苗施設運営委員会の中井委員長さんにもご出席をいただき検苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。今年の供給マット数は 7 2 戸に対して 224,603 枚で、作付面積に換算しますと約 641.7 ヘクタールとなり昨年と比較しますと離農などにより利用戸数は 5 戸減となり、供給マット数で 2,672

枚、作付面積で7.6ヘクタールの減少となりました。今後は苗が順調に生育し、豊穰の秋につながることを念じ、育苗施設の運営状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について御説を明申し上げます。同意第1号につきましては、蘭越町監査委員の選任同意につきまして地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

承認第1号につきましては、専決処分事項の承認をお願いするものでございまして、平成30年度蘭越町一般会計補正予算（第14号）について、3月31日に専決処分させていただき、歳入歳出それぞれ50千円を追加したものでございます。

補正の内容でございますが、歳出では、民生費で地域福祉基金積立金50千円を追加し、歳入につきましては、地域福祉基金指定寄附金50千円を充当いたしましたものでございます。

また、繰越明許費の補正といたしまして、貝の館に係る海の学びサポートプログラム支援事業費2,238千円を繰り越しをさせていただくものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により承認をお願いいたします。

議案第1号は、「蘭越町税条例等の一部を改正する条例」について、議決をお願いするものでございます。地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、蘭越町税条例等につきましても所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第2号につきましては、「蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、議決をお願いするものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する法律等が施行されたことに伴いまして、蘭越町国民健康保険税条例につきましても所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案3号につきましては「動産の取得」について議決をお願いするものでございまして、じん芥収集車1台を北海道市町村備荒資金組合を通じて16,912,103円で購入するものでございます。

この「じん芥収集車」の購入につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び蘭越町議会の議決により付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

議案第4号につきましては、令和元年度蘭越町一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ39,706千円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では地域主導型再生可能エネルギー推進事業委託料16,800千円、もみ殻圧縮機外備品購入費15,400円など合わせまして33,151千円の追加、衛生費では、じん芥収集車の車両検査及び修理に係る費用278千円の追加、商工費につきましては、海の学び学習映像資料作成委託料3,000千円、ビデオカメラ外備品購入費2,159千円などを合わせまして5,421千円の追加、教育費ではスクールバスエンジン交換修理856千円を追加し、歳出総額39,706千円を追加するものでございます。

歳入につきましては、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金32,115千円、前年度繰越金3,261千円の追加、海の企画展サポート支援事業助成金4,330千円、合わせまして歳入総額、39,706千円を充当するものでございます。

議案第5号につきましては、令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ286千円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、利用者移送サービスの実施にあたり、その資格を取得するための講習に係る費用54千円と高齢者生活福祉センターマイクロバスの修理費用232千円を併せまして、歳出総額286千円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金286千円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、「行政報告」及び「提案理由の大綱の説明」を終わります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○富樫議長 これをもって「町長の行政報告及び提案理由の大綱説明」を終わります。

○富樫議長 日程第12 「同意第1号」「蘭越町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

「柳谷議員」は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象

になりますので、退場を求めます。

暫時休憩いたします。

《対象者除斥》

○富樫議長 再開します。提案者の説明を求めます。「金町長」

○金町長 ただ今上程されました、同意第1号蘭越町監査委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

5月1日任期満了に伴い、新たに議員の皆さんの中から、地方自治法第196条第1項の規定による監査委員の1人について、柳谷要氏を、選任いたしたいとするものであります。

柳谷議員の経歴等につきましては、昭和62年蘭越町議会議員に当選以来、今回で8期目となり、これまで7期 28年の永きにわたり、町政の振興、発展に御尽力されております。

この間、民生文教常任委員会副委員長、総務文教常任委員会副委員長、経済建設常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長、南部後志環境衛生組合議会議員及び監査委員を歴任されております。

このように、経験と識見を有し、人格高潔な柳谷 要氏を、蘭越町監査委員として適任であると考え、選任いたしたいと存じますので、同意について、よろしくお願いします。

○富樫議長 これをもって、提案者の説明を終わります。

これより質疑にはいりません。「質疑ありませんか」

(「なし」と、呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、同意第1号、「蘭越町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と、呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。 暫時休憩します。 《除斥者入場》

○富樫議長 次に、日程 第13「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「小林 総務課長」

○小林総務課長 只今、上程されました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規程により、専決処分をいたしましたのは、平成30年度の蘭越町一般会計補正予算（第14号）です。

議案の3枚目をご覧ください。

平成31年3月31日付けで専決処分いたしました、平成30年度蘭越町一般会計補正予算（第14号）につきまして、御説明します。

現在、この会計の予算の総額は、62億8千7百82万9千円で、歳入歳出それぞれ5万円を追加して、62億8千7百87万9千円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、繰越明許費の補正ですが、追加で「第2表 繰越明許費補正」によるものです。後ほど、ご説明します。

それでは事項別明細書の歳出から御説明します。

7ページを御覧願います。

3款 民生費 1項 社会福祉費 11目 地域福祉基金費

補正額 5万円、特定財源のその他5万円については、地域福祉基金指定寄付金です。

25 積立金 5万円、地域福祉基金積立金で、1件の寄附がありましたので積み立てさせていただくものです。

次に歳入ですが、6ページをご覧ください。

18款寄附金につきましては、歳出の特定財内訳で説明しましたので、説明を省略します。

次に、3ページをご覧ください。第2表 繰越明許費補正についてご説明いたします。

追加で、7款 商工費 1項 商工費 事業名、海の学びサポートプログラム支援事業についてですが、平成30年度第5回臨時会において3百8万7千円、補正させていただきましたが、年度内支出が終わらない、

2百23万8千円について、翌年度に繰り越して使用するものです。

以上、専決処分いたしました平成30年度一般会計補正予算（第14号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○富樫議長　これをもって、説明を終わります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。「難波議員」

○6番　難波議員　内容について、ちょっと疑問に感じた点、二つほどありまして、これにつきましてお尋ねします。日頃から貝の館の運営については、職員の皆さんの努力で様々な企画展示をしたりイベントを催すなど、大変努力されていると思います。併せて助成金を獲得をして財源に充てるといふ努力をされてる。そういうふう感じております。そのうえで、今回の繰越明許費の補正がどうなんだろうと疑問に思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

疑問の第一ですけれども、3月31日付の専決処分ではなくて、年度内に繰越明許費の予算の補正ということで出来なかったのかということに疑問を感じるわけです。今、説明があったように、昨年11月にこの3百万の補正をしております。それで調整に手間がかかって終わらない2,238,000円について繰越をすると、こういう説明でしたけれど、この11月の3百万の予算がついて以降、12月定例、3月定例、2月には臨時会もやっております。その間に終わらないという予想がついた時点で、予算の補正をするというのが本来の姿ではないかという感じがしますので専決処分ではなくて、繰越明許費の事業の補正をできなかったのかという点について、説明いただければと存じます。もう一つは、繰越明許費そのもののことなんですけれど、本来、繰越明許費を専決処分するということは適切なのか、こういう疑問があります。決して好ましいことではないな、というふう思うわけですけれども、そもそも繰越明許費というものは、年度内に支出の終わらない見込のあるものをあらかじめ議決をして翌年度に繰り越して使用することができる、こういう制度です。予算の単年度主義の例外として特例があるわけですが、それを専決処分するということは、そもそも3月31日までには、議決してないわけですから、専決処分する、今日、初めて承認を得て議会としてはそれを承認した、議決をした、そういうことになるわけですが、繰越明許費を専決処

分することの是非について、やっぱり私は好ましくないと思うわけですが、そのことについてどうお考えか。この2点についてよろしくをお願いします。

○富樫議長 「梅本課長」

○梅本商工労働観光課長 難波議員からのご質問でございます。まず一点目の件について、私からご説明したいと思っております。予算の補正でできなかったのか、という点でございますけれども、この助成金の経過につきまして、11月6日におっしゃるとおり、予算の補正をいただいたところですが、この助成金につきましては、公益財団法人日本海事科学振興財団というところからいただく助成金でございます。こちらのほうに申請していたものでございますが、この海の博物館活動サポートBコースというメニューがありまして、その申請をしていたのですが、これにつきまして内諾をいただいたので、議会のほうに予算の補正のお願いをしたということでございまして、当初は小中学校の学習指導要領が変更になったことに伴う、海の学び指導者向けプログラムの開発というのをテーマにいたしまして、同財団のほうに申請をして遺伝子濃度測定器などの装置を購入することで進めておりました。

当初は早い段階で正式な内示をいただいて、予算の補正後、直ちに事業に取りかかるということで担当としては進めていたんですけれども、並行して、本日、この後提案されます、31年度予算で執行予定しております海の企画展サポート、これにつきましても同じ財団からの助成金ですが、これの申請も併せて行っておりました。こちらのほうが当初13,000千円の事業費の申請をしていたんですけれども、これにつきましては、助成が満額を受けられないということになりまして、財団と再三にわたり協議しまして、双方の助成金の主旨にあった内容でより良い方向で貝の館の展示物なり、企画内容が充実するようなプログラムを財団のほうとも再三協議を進めた上でそれぞれのメニューにあった内容で申請をするということで協議を進めてきました。

結果として前者の30年度の予算のほうにつきましては2,780千円の決定をいただきまして、また後者のほうにつきましては、13,000

千万で申請していたのですけれど、5,421 千円の金額で、こちらのほうは8割助成ですので、金額としては4,300 千円程度なんですけれど、その決定が3月24日に正式に内示をされまして、その内示を受けて、年度内に執行できるものを一部執行して残った部分、2,230 千円につきましては、やむを得ず繰越明許で執行せざるをえなくなったというのが経過でございます。本来であれば年度内に執行してですね、予算もついておりますので早い段階で、繰越明許費の補正を行うべきであったのかも知れませんが、貝の館の一層の充実、相手のある話ですので、財団のほうと、ずっと協議をしていたこともありまして、内示も遅くなったといことで、こういう取り進めとなったといことで、ご理解いただければと思います。

○富樫議長 「小林総務課長」

○小林総務課長 2点目の繰越明許費の専決処分の是非なんですけれど、専決処分、繰越明居費を定めておりますけれど、これに関しては違法ではないというふうに認識はしております。

ですけれど、やはり難波議員言われるとおり、早い段階で分かっているうちに実際に進めていくのが適正な執行かなというふうには思っております。ですけれども、梅本課長が説明した事情等々も加味していただいたなかでやむを得なく繰越明許、3月31日させていただいたということでご理解いただければと考えております。

○富樫議長 「難波議員」

○難波議員 杓子定規な判断をして、それにてらして「まずいから駄目じゃないか」と責める気持ちはさらさら無いのです。今、梅本課長が言われたように、助成金を出していただく団体との協議がなかなか整はなくて、ずるずる3月24日に最終的に決定というか、そういう方向をみたということなんですけれど、このままいったら駄目だなと、いつ判断をするか、ということですね。やっぱり3月も半ばまできまずと、それから発注して備品購入するなどということは、本来あり得ないということが分かった段階で、これは執行できないとすれば、繰

越明許費は繰越し計算という作業は後からできるわけですから、大枠の繰り越さなければならない分を、繰り越さざるを得ないということ早くやっておけば、何も専決処分をやる必要はないんじゃないかと、私は感じるわけです。そういう処理の仕方、助成金をいただく団体との調整協議は必要だということはわかりますけれども、会計管理上まずいなと、そこができないと早く分かった段階で、3月は一般会計の補正予算を2度もやっていますから、そのなかで事業予算の補正の中で繰越明許費をするというのが本来のあるべき姿ではないのかな、と思うのですが、そういうところはやっぱり常に気をつけながら予算執行を適正に管理するというところをやっていかないと、結局は3月31日で、好ましくないけれど違法ではないので専決処分で繰越明許費を変更しようという形にならざるを得ない、そこを担当課として、あるいは庁内全体として予算の適切な執行管理ということについて十分気をつけていただきたいな、というのが私の懸念するところでしたので、そういうところをこれから是非気をつけていただきたい気持ちであります。

やっぱり繰越明許費、予算の総則の本体部分、第1条一般会計予算、第2条継続費、第3条とありますよね。その本体の部分、これでいえば本体に載っている部分、継続費とか債務負担行為とか地方債、今回の繰越明許費というのはやっぱり、極力専決処分するということはですね控えていくべきだということこれから是非やっていただきたい。

3年前にも1件あったんですけれど。地方創生の良く分からない、国も道もばたばたして、人と仕事に関わる事業で、4～5百万を3月31日で補正予算して、専決処分して繰越をしてやったという事業がありました。そのときもよろしくないなと思ったのですが、あれはばたばたしているなかで、国も道もどうやったらいいか、困ってやった事業ですけれど、今回のこれは今も説明があったように、これからも続くことですから本年度予算、繰り越した分、さらにそれをどうしていくか、というところの予算の執行管理を是非、お互いに担当者も気にしながら、やっていって欲しいという懸念がありましたので、こういうことをいうのは大変申し訳ないと思いますけれど、少し厳しくいっておきたいなと思いましたので質問させていただきました。

た。町長から何かありましたらお願いします。

○富樫議長 「金町長」

○金町長 難波議員の再質問にお答えさせていただきます。議員、おっしゃるとおり、繰越明居費、会計年度独立の原則の部分の中で翌年度に繰り越して使用することができない、これが原則でございます。その例外として、会計年度独立の例外として翌年度に繰り越してできるというのが繰越明許費で、それが地方自治法に定められている主旨だということで、議員が先ほど再三、申したとおりそれをする場合は3月末日までに議会の議決を得てですね、繰り越さなければならない、これがやはり原則だと私どものその分の中では認識しているところでございます。今回、貝の館の事業の関係で先ほど梅本課長からお話しましたが、30年度の補正予算に行った事業とそれと並行して31年度に国からの、財団からもらえる、そういう事業と一緒に、並行して協議していった段階で、いろいろ財団と協議していく部分の中で早急にやるべきものができたんでしょうが、担当のほうとしてもですね、貝の館のなるべく推進、みんなの進行を図るより良い方向を財団と協議をして少し時間がかかったと、私どもも議員おっしゃるとおり3月の定例で本来であれば議決の中でですね繰越明許をだすべきだと思っております。結果として3月24日に内示というものが正式にきたものですから、私どもとしては24日から31日までの間ですね、その間に議会を招集するかどうかという部分の中でいくと、なかなか難しい部分があるなということで、今回専決処分をとらせていただいたということでございますが、議員がおっしゃっている部分については十分私も認識しているところでございますので、今後に向けては、いろいろ執行に当たって職員ともどもですね、その辺のところを注意しながら事業を進めていかなければならないということに関しては、このなかで答弁させていただきながらですね、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○富樫議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより「承認第一号」

「専決処分事項の承認を求めることについて」を、採決いたします。
お諮りいたします。本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって「承認第一号」は、承認することに決定いたしました。

○富樫議長 日程第14「議案第1号 蘭越町税条例等の一部を改正する条例」を、議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○富樫議長 「竹内 税務課長」

○竹内税務課長 ただいま上程されました、議案第1号、蘭越町税条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されましたことにより、蘭越町税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴い、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正、住宅借入金等特別控除に係る控除期間の拡充、単身児童扶養者について非課税措置対象者への追加、軽自動車税の種別割のグリーン化特例についての改正、環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減規定の新設などでございます。

参考資料 ① 蘭越町税条例等の一部を改正する条例の概要により、ご説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。

また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、

説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページをご覧ください。

本条例では、第1条及び第2条並びに第3条で、蘭越町税条例を改正し、第4条及び第5条で、過去に可決いただきました、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

まずは、第1条による改正でございますが、第33条の7は、寄附金税額控除に関する規定でございます。ふるさと納税制度の見直しに伴い、特例控除額の対象を特例控除対象寄附金とする改正で、令和元年6月1日から施行するものです。

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正によって創設されました。

制度創設から10年を経過し、着実に実績は伸びてきており、地方公共団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段となっております。

これまで、各自治体間の返礼品競争が過熱し、一部の自治体において、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品が送付され、総務大臣は、平成29年4月、平成30年4月と2度に渡って、過度な返礼品を送付することのないよう責任と良識のある対応を求めてきました。

しかしながら、依然として必要な見直しが行われていない一部の自治体があり、多額のふるさと納税を集めている状況が続いていることを踏まえ、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った形での運用を講じるため、一定のルールを設けたものです。

総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を指定することとなり、返礼品の返礼割合を3割以下、返礼品を地場産品とするもので、指定の対象外の団体に対して、6月1日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外になるものでございます。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定でございます。いわゆる住宅ローン控除でございます。

消費税率の引き上げに伴う対応策で、所得税法の住宅ローン控除の改正により3年間延長される控除期間において、所得税額から控除しき

れない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人町民税から控除となります。

具体的には、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%が適用された住宅を取得等し、居住の用にした場合の住宅ローン減税の特例の新設の規定で、令和元年10月1日から施行するものです。

また、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで、提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件が不要となり、平成31年4月1日から適用するものです。

附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2は、ふるさと納税制度の見直しにより、特例控除対象寄附金に係る法律改正にあわせた規定の整備でありまして、令和元年6月1日から施行するものです。

次に、2ページをご覧ください。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定でありまして、法附則法律改正にあわせた条項規定の整備でありまして、平成31年4月1日から適用するものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定でありまして、第4項で、高規格堤防の整備に伴い、建て替え家屋に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について、法規定の新設にあわせて新設の規定でございます。

内容は、高規格堤防の整備に係る事業のため使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税について、居住部分に係る税額を最初の5年間3分の2、非居住部分に係る税額を最初の5年間3分の1減額する措置であり、平成31年4月1日から適用するものです。

第5項から第11項は政令改正等に併せて条項の項についての規定の整備でありまして、平成31年4月1日から適用するものです。

附則第10条の4は平成28年熊本地震に係る固定資産税の適用

を受けようとする者がすべき申告等に関する規定でございまして、被災住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期間を2年間延長するものであり、平成31年4月1日から適用するものです。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定でございまして、課税標準を最初の5年間、価格の3分の1とする特例措置を令和4年3月31日まで延長するものであり、本年4月1日から適用するものです。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例、附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定でございまして、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除する規定の改正と整備であり、平成31年4月1日から適用するものです。

次に、3ページをご覧ください。第2条による改正でございしますが、第35条の2は、町民税の申告書記載事項の簡素化の規定の改正で、

所得税の確定申告書を提出した者は、町民税の申告書を提出したものとみなす規定であり、年末調整で適用を受けた所得控除額と確定申告の所得控除額が同額である場合は、内訳を記載せず、合計額のみ記載することができる規定の整備であり、令和2年1月1日から施行するものです。

第35条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者、第35条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項の追加の規定の改正でありまして、令和2年1月1日から施行するものです。

第35条の4は、町民税に係る不申告に関する過料の規定でございまして、第35条の2の改正に伴う規定の整備であり、令和2年1月1日から施行するものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的措置の新設の規定です。

内容は、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割が軽自動車税に導入されることを契機にその適用対象を電気自動車等に限定するもので、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自家用乗用車について、環境性能割を課さな

い規定でありまして、令和元年10月1日から施行するものです。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定でありまして、偽りや不正の手段により、国土交通大臣の認可等を受けたことにより、認可が取り消された場合は、当該認定の申請者とみなし不足額を徴収することとし、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする規定でありまして、令和元年10月1日から施行するものです。

附則第15条の3、附則第15条の3の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税と減免の特例に関する規定でありまして、軽自動車税環境性能割の非課税、減免の取扱いは、当面の間、北海道の自動車税と同様とする規定の整備であり、令和元年10月1日から施行するものです。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定でありまして、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設する改正です。

内容は、自動車の取得時に負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減するものでありまして、令和元年10月1日から施行するものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定でありまして、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設する改正です。

内容は、令和元年度中に初回車両番号指定を受けた場合には、令和2年度分の軽自動車税の種別割、また、令和2年度中に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割を軽課にする規定でありまして、令和元年10月1日から施行するものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定でありまして、附則第16条の改正に伴う規定を新設する改正です。内容は、偽りや不正の手段により、国土交通大臣の認可等を受けたことにより、認可が取り消された場合は、当該認定の申請者とみなし、不足額を徴収することとし、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする規定でありまして、令和元年10月1日から施行するものです。

次に、第3条による改正でございますが、

第24条は、個人町民税の非課税の範囲に関する規定でございます。単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加の規定を整備する改正です。

内容は、子どもの貧困に対応するため、事実婚でないことを確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税を非課税にするものでありまして、令和3年1月1日から施行するものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定でございます。令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で新設する改正及び規定の整備であり、令和3年4月1日から施行するものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定でございます。附則第16条の改正に伴う規定の改正であり、令和3年4月1日から施行するものです。

次に、第4条による改正は、平成29年蘭越町条例第11号による、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定でございますが、法律改正にあわせて規定の整備であり、令和元年10月1日から施行するものです。

次に、第5条による改正は、平成30年蘭越町条例第14号による、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、第47条は、法人の町民税の申告納付に関する規定でございますが、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の規定適用外についての規定の整備であり、平成31年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○富樫議長　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいりません。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより「議案第1号 蘭越町税条例等の一部を改正する条例」を、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

○富樫議長 日程第15「議案第2号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○富樫議長 「竹内 税務課長」

○竹内税務課長 ただいま上程されました、議案第2号、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正理由は、国民健康保険税の法定軽減対象世帯の拡充に伴い、地方税法施行令の一部が改正され、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正を、お願いするものでございます。

参考資料 ② 新旧対照表により、ご説明申し上げます。変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます、

国民健康保険税の算定は、応能割といわれている、担税力に応じて負担する所得割と資産割、応益割といわれております、受益に応じて負担する、均等割と世帯別平等割を合算して求める仕組みとなっておりますが、担税力が低いと認められる被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合、応益割の部分につきまして、軽減措置

を講ずる制度が設けられております。

この軽減措置につきましては、昨年度及び平成29年度以前においても拡充され、改正したところですが、今般の経済動向等を踏まえますと、今年度においても、低所得者の軽減措置の拡充は必要であるとの判断から、引き続き拡充するものでございまして、第1項第2号中、「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中、「50万」を「51万円」に改めるもので、ございます。

この軽減措置は、5割軽減、2割軽減を受けることができる世帯の所得額判定に使用するもので、5割軽減は、被保険者数に28万円を乗じた額に33万円を加えた額以下の世帯の所得額が該当し、2割軽減は、被保険者数に51万円を乗じた額に33万円を加えた額以下の世帯の所得額が該当いたします。

参考までに、平成30年度の国民健康保険税当初課税時で算定をいたしましたところ、5割軽減は、2割軽減から5割軽減となる世帯は、2世帯該当があり、2割軽減で新たに2世帯該当するものであり、税額では、4世帯で63、900円の減額となりました。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するもので、第2項では、国民健康保険税の課税に係る適用年度を定めております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○富樫議長　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいりません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより「議案第2号　蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって「議案第2号」は、原案のとおり可決されました。

○富樫議長 日程第16「議案第3号 動産の取得について」を、議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○富樫議長 「北川 住民福祉課長」

○北川住民福祉課長 ただいま上程されました議案第3号「動産の取得」について、御説明申し上げます。

本件につきましては、じん芥収集車を更新するための車両の取得について、北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるため、地方自治法第96条第1項第8号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

今回、譲渡により取得する動産の名称及び数量は、じん芥収集車1台であります。型式は、シャーシー（車台）が日野自動車／株式会社製 2KG-GX2AGBA-DBCBAで、架装は、極東開発工業／株式会社 製 GB102-240であります。

契約の方法は随意契約で、取得金額は、消費税1,535,963円を含む16,912,103円であります。

車両の納入期日は、令和2年3月31日としております。

契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合 組合長 菊谷秀吉 氏であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○富樫議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいりません。質疑ありませんか。「柳谷議員」

○9番 柳谷議員 これは特殊な車両でございますが、競争入札かと思っていたんですが、随意契約となったということで、その経過と競争入札をしなかった経過を含めて説明願います。

○富樫議長 「北川住民福祉課長」

○北川住民福祉課長 ご質問にお答えいたします。この動産の取得については、形式上、北海道市町村備考資金組合から本町が譲渡を受けるといふ形の提案でございますけれど、この車両の選定さらには納入業者の選考、入札の執行については当該組合から町が委任されて執行しております。その委任に基づきまして、本町が指名競争入札を行い業者の指名、売買価格を決定したということでございます。それを受けまして北海道市町村備考資金組合が納入業者と契約を締結し、代金を支払った後に本町がその車両の譲渡を受けると、そのような手続きになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○富樫議長 「柳谷議員」

○柳谷議員 はい。委任を受けたと、指名を受けた業者が何者かあるかと思うのですが、それは公開できないのですか。

○富樫議長 「北川住民福祉課長」

○北川住民福祉課長 お答えいたします。指名競争入札におきましては2者で行いました。業者名は北海道日野自動車株式会社小樽支社、北海道いすゞ自動車株式会社小樽支店の2者でございます。

○富樫議長 「柳谷議員」

○柳谷議員 私が言いたいのは、随意契約になった経過も聞きたい。随意契約になった経過によってですね、次の質問。もう1回お願いしたいと思います。

○富樫議長 「北川住民福祉課長」

○北川住民福祉課長 この随意契約というのは、北海道市町村備考資金組合と町との譲渡契約における契約形式が随意契約ということ

でありまして、先ほど申し上げましたとおり、業者の選定等につきましては本町が備考資金組合から委任を受けて執行したということで、その形式については指名競争入札である。ということでご理解いただきたいと思えます。

○富樫議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより「議案第3号　動産の取得について」を、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。よって「議案第3号」は、原案のとおり可決されました。

○富樫議長　日程第17「議案第4号　平成31年度蘭越町一般会計補正予算」を、議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○富樫議長　「小林　総務課長」

○小林総務課長　只今、上程されました、議案第4号　令和元年度（平成31年度）蘭越町一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は、63億6千7百万円で、歳入歳出それぞれ3千9百70万6千円を追加し、64億6百70万6千円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

次に継続費の補正ですが、変更で、「第2表継続費補正」によるものです。のちほど御説明いたします。

次の債務負担行為の補正ですが、変更で、「第3表　債務負担行為

補正」によるものです。こちらも、のちほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

8ページを御覧願います。

2款 総務費 1項 総務管理費 2目 文書広報費 補正額95万1千円。 7賃金 95万1千円 臨時職員賃金で、新蘭越町史製作後の20年間の追加版を作成するにあたり、その編纂事務等を行うため、補正をお願いするものです。

14目 地方創生対策費 補正額3千2百20万円

特定財源・国道支出金3千2百11万5千円は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で、昨年度、同補助金により改訂された「蘭越町地域新エネルギービジョン」に合わせ立案しました、「再生可能エネルギー地産地消モデル事業推進計画」により、もみ殻等を活用した再生可能エネルギーの推進に係る補助金の決定を受けたものです。今年度は、もみ殻の収集、運搬方法の調査及び実際にもみ殻ボイラー熱を利用した農産物の生産・管理の実証事業を行うものです。

13委託料 1千6百80万円 地域主導型再生可能エネルギー推進事業委託料で、調査、実証及び技術指導等を委託するものです。

18備品購入費1千5百40万円 調査、実証に必要となります、もみ殻圧縮機及びもみ殻ボイラーを購入するものです。

4款 衛生費 2項 清掃費 2目じん芥処理費 補正額27万8千円。 今年度取得するじん芥収集車の納車が、当初は、入れ替え車両の車検前に取得できる予定でしたが、発注が多く年度末となることから、現在使用しているじん芥収集車を引き続き使用する必要があるため、車両検査等の追加をお願いするものです。

11需用費 20万円 修繕料で、車両検査及び点検修理の追加です。

12役務費 3万2千円 手数料で、車体検査代行料1万3千円の追加、保険料で、自動車損害賠償責任保険料1万9千円の追加です。

27公課費 4万6千円 自動車重量税の追加です。

7款 商工費 1項 商工費 8目 貝の館費 補正額5百42万1千円 特定財源のその他4百33万円は、海の企画展サポート支

援事業助成金で、貝の館で企画している「海のごみからはじまる地球汚染」についてが、公益財団法人、日本海事科学振興財団から助成決定を受けたことから補正するものです。

11 需要費 26万2千円 消耗品費8万円、印刷製本費18万2千円です。

13 委託料3百万円 海の学び学習映像資料作成委託料でプラスチックゴミが海洋生態に与える影響に関するビデオを作成するものです。

18 備品購入費 2百15万9千円 ビデオカメラ及び解説パネル等を購入するものです。

10 款 教育費 1 項 教育総務費 3 目 スクールバス費
補正額 85万6千円

11 需要費 85万6千円 修繕料で、スクールバスのエンジンの歪みに起因する不具合の解消のため、エンジンの交換修理を行うものです。続きまして、歳入に戻ります。7ページをご覧ください。

16 款 国庫支出金は、歳出の特定財内訳で説明しましたので、説明を省略します。

21 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金 補正額 3百26万1千円。1 繰越金 3百26万1千円、前年度繰越金です。

22 款 諸収入につきましては、説明を省略します。

次に、3ページを御覧願います。

第2表 継続費補正につきまして御説明します。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 事業名 統合診療所建設事業ですが、当初予算では、建設工事のみ継続費としておりましたが、工事監理委託料につきましても、複数年契約といたしたく、継続費の変更をお願いするものです。

補正前の総額が、8億2千9百92万8千円、令和元年度2億8千5百68万1千円、令和2年度5億4千4百24万7千円を総額で9百35万1千円追加し、8億3千9百27万9千とするもので、令和元年度においては、3百21万8千円追加し、2億8千8百89万9千円に、令和2年度においては、6百13万3千円追加し、5億5千38万円とするものです。

次に、4ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正につきましてご説明します。

変更で、じん芥収集車購入につきまして、当初は消費税増税前の納車で予定しておりましたが、納車が来年度末となることから、増税分の変更が必要なため、限度額を、1千6百75万1千円に、21万9千円を追加し、1千6百97万円とするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○富樫議長　　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。「難波議員」

○6番 難波議員　　確認の意味で質問させてください。予算の名称なんですけれど、この資料届けていただいて見て、いよいよ令和元年度の予算になったんだと思ったんですけれども、この令和元年度予算になったという根拠はどこにあるんだろうと気になりまして、調べてみました。4月1日に内閣から元号改正の政令がでまして、翌4月2日にですね、総務省から各都道府県知事あてに通知文書が出ております。そのなかで国の予算については、名称全体を平成31年度予算から令和元年度予算に改める。この旨、各都道府県知事においては各市町村に周知をしてください。そういう通知がでていっているんですね。これに基づくのかな、と思うのですけれどもそのことの確認と、何となく平成31年度予算は4月いっぱい平成31年度予算で、5月から令和元年度予算になるのかなと思ってたんですけれど、この通知文をみると予算全体を令和元年度予算に代えると、こういうふうに書いてあるので、以後いわゆる平成31年度予算は令和元年度予算に読み替えると、一切合財令和元年度予算になると、そういう理解でよろしいかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○富樫議長　　「小林 総務課長」

○小林総務課長　　ただいまの元号の改正のご質問ですけれど、難波議員言われるように通知のほう出ております。それで政令の改正4月1日公布されまして取り扱いをどうするかということで、各関係省庁

連絡会議申し合わせ事項という中で、こちらのほうも通知がきております。いわれるように予算に関しましては、国の予算、会計年度の名称に関しましては、原則、改元日以降は当年度全体を通じて令和元年度とし、これに伴い当該年度予算の名称は各省庁は改元日以降に作成する文書においては令和元年度予算と表示するものである、という通知を受けまして、本町の予算に関しましても令和元年度ということで作成していただいております。それに基づきまして、「なお」の言葉で続いているのですが、当該予算総則において平成31年度予算全体における元号の表示についても統一する旨を明示すると、書かれているのですが、こちらのほう、政令のほうにならしまして町としては一切合財、令和元年度にしたいということで道のほうに確認いたしました部分でも、明らかに明示等をせずにそのまま移行するというふうに聞いておりますので、それに基づいております。基本といたしましては政令に基づいて今後は令和元年度という言葉で表示していきたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思います。

○富樫議長　　ほかに質疑ありませんか。　　3番　「永井議員」。

○永井議員　　二つほどお尋ね申し上げます。一つは地方創生対策の再生エネルギー。いよいよ本格化して動き始めたなと思い、うれしく思っておりますが、先ほど総務課長のお話ではまず、今年はおみ殻の圧縮機を買ったりですね、作ったもので試験的なことをやっていくという話でしたが、今後の、来年度以降ですね展望がありましたらですね、夢のような話でも良いので展望をおうかがいしたい。ということともう一つ、貝の館費なんですけれど、先ほど繰越明許したお金はどこにいったのか、この433万円はその他の財源で、BGM財団ですか？昔の、そこから入ってくると思うのですが、先ほど繰越明許した2百何十万というのはどこに、どういう扱いになるのか、おうかがいしたいと思います。以上です。

○富樫議長　　「渡辺総務課参事」

○渡辺総務課参事　　永井議員からの地方創生対策費のエネルギーの関係のご質問にお答えします。まず、本町では蘭越町地域新エネル

ギービジョンの策定から10年以上が経過したことから、近年のエネルギー事情の変化に備えた新たな新エネルギーとして再生可能エネルギー推進計画を今年3月に策定したところでございます。これからの展望でございますけれど、現在、昨年、今年とこの補助金を100%補助、経済産業省からいただきまして、次年度以降、この補助金についてはあくまでも実証実験としての補助金となりますので、来年度以降は、もし実現が可能となった場合はですね設備投資も含めた、新たな、別の補助メニュー、中小企業等の、そういう補助金もあるとうかがっておりますので、それが個人の農家になるのか、若しくは団体として、そういう農家の組織が新たに立ち上がってなるのか、その辺も含めて補助金と町の財源も可能であれば、それも助成しながら、こちらのほうも注視しながら取り進めてまいりたいと考えております。また、育苗ハウスを実証実験として進めることで、粃殻を利用した温室用のブランドのモデルを活用しまして、これから農業振興の発展にも促す起爆剤にしていきたい。このように考えておりますのでご理解願います。

○富樫議長 「梅本商工労働観光課長」

○梅本商工労働観光課長 2点目の貝の館費でございます。ご質問の平成30年度の繰越明許の部分かと思っておりますが、平成30年度の繰越明許費につきましては30年度の予算に載っていて、そちらのほうで執行するということでして、今回、補正予算に載せております令和元年度の部分につきましては、これはこれで、また新たな事業ということで展開されますので、まったくの別物ということで考えていただければと思います。ただ、財団のほうと協議してですね、昨年の予算、繰越明許で実施する分を受けて、今回の新しいプログラムの、併せて行うというふうに進めておりますので、内容としてはリンクする部分もあるのですが、予算としてはそれぞれということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

○富樫議長 「3番 永井議員」

○永井議員 今回の貝の館については、繰越明許した2,238千円と

というのは30年度予算で、使い道は決定してますよと、使ってないだけですよということで理解してよろしいですね。あと、先ほどのエネルギーの件ですけど、これから運営だとか作物等々、これから考えていきたいと思いますということなんですけれども、何か目標というかプランはないのですか。例えば育苗の温度管理に使うだとか、そういう例えば大きいハウスを建てて冬でも高級野菜だとか、高級果物を作りたいとか、そういう何か大きな夢のようなプランはまだお持ちでないのでしょうか。

○富樫議長 「梅本商工労働観光課長」

○梅本商工労働観光課長 ご指摘のとおりだと思います。平成30年度の予算に載っているものを繰越明許して31年度に執行するというのが先ほどお話していたものでして、今回の予算に載っているものについては令和元年度の、また、別メニューということで新たにこの事業を行うということですのでご理解願います。

○富樫議長 「渡辺総務課参事」

○渡辺総務課参事 お答えします。具体的な農産物、例えばなんでもうけど花、それから野菜、メロン、トマト、イチゴ、都市部によってはマンゴーだとかそういう変わったそういうものも、こうゆう実証実験でされているところなんですけれども、今後組織されるもみ殻熱利用実証事業プロジェクト組織、これは仮称でございますけれども、これを立ち上げて、これからすぐに進めてまいりたいと思います。実際にこちらのほうとしての案としてこれが良いだろうというものはないのですけれども、この組織内で農業関係者それからJAの各組合、そのような中の方々と十分内容を協議した上で、どんな作物が、どんな農産物が良いのかというのを議論を深めてですね決めて、育苗ハウスを活用して取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○富樫議長 「3番 永井議員」

○永井議員　　はい。とても何か夢の期待のできる施策なので是非、進めてもらいたいし、いろいろあちこちに声をかけると、「あーでもない、こーでもない」と全然船頭ばかりで前に進まないということもあると思いますので、是非、蘭越町が主導してですね、町長はこのプランに対してずいぶん前から一生懸命になっていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○富樫議長　　「金町長」

○金町長　　永井議員のご質問にお答えします。議員のご指摘があったとおり、これは国の経産省のエネルギー事業の交付金をもらってですね、うちの委託からはじまって、31年度にいよいよ実証実験をするということでございます。私もですねこれを行うにあたって、行政が主導していく部分は良いのですが、やはり農業者の方々がこういうことを行いたいんだと、そういう意気込みもあったものですから、この事業に載った経過があります。ですから渡辺参事がおっしゃったとおり、どうゆうものをやるかというのはこれから農業者、JAの方々も含めてですね、協議をしていきますが、町の育苗施設のハウス、温室のハウスを使いますので、今、非常にニセコ近辺というのはインバウンドの方々が非常に多く、高級食材を求めております。その中で共和町については、1個2万円のメロンを作ろうということで取り組んでいたりですね、いろんな野菜関係も高級野菜を作っているというようなこともございますので、そういう需要は多いということはあるんでね、非常に私もこの事業を利用して農業者の方々が、もう少し儲けられるとか、そういうような形になっていけばいいかなという期待も込めております。ただいっぺんに何をするというふうになりますと、なかなかですね、無理がかかる部分がありますので、とりあえず町の施設を利用して、そして実験をやってそして製品化のほうに向けていくことによって販売も可能になっていくのかなと期待も込めておりますので、十分内部で検討しながら進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願ひたいと存じます。

○富樫議長　　ほかに質疑ありませんか。はい、「柳谷議員」

○柳谷議員 議案第3号との関連があるので、一時不再議にならない程度の質問に留めたいと思うのですが、債務負担行為の件についてです。備考資金組合との契約が本年度なんですね、委任契約というのが、それが今年度。つまり10月1日の消費税導入前ということなんですね。そして納車は来年度ということなんですね。つまりタイムラグがあるのですけれど、参考のためにお聞きしますけれど、消費税を納車時にしたというのは、普通あんまり考えられないのですよ。契約時に消費税何パーセントとして金額を設定するのが普通だと思うのですよ。その場合、契約日時の消費税の税率をもって契約行為をする。そうすると10%になっても、それは8%の消費税で執行されるということになっているのではないかと思うのですが、債務負担行為は関係がありますからね、ちょっとお聞きするのですが、そののところで、もう一つなんです。創生の関係で8ページなんです、国の事業、総予算の約半分以上が事務の委託料ということです。委託先はどこなんでしょうか。それともう一つ。地域の若い人や経営者の受皿をどう組織化して、このお金がそのまま委託業者にいくのではなくて、地域の受皿の皆さんに還元されるような、これは国の予算ですよ、100%国の予算。これをどう地域に還元するかという発想が、私はものすごく地域経済にとっても大事でないかというふうに思うのですよね。その辺のところ、その観点での構想があればですね、教えていただきたい。この2点だけお願いします。

○富樫議長 「北川住民福祉課長」

○北川住民福祉課長 お答えをいたします。債務負担行為の関連ですけれど、じん芥収集車の納期については当初予算の編成前におきましては、消費税率が変更される10月以前に納車できるだろうという見込みで当初予算を編成したところでございますけれど、その後、税率変更を見込んでですね、いわゆる駆け込み需要といったもので、相当数メーカーへの受注量が増えたということから、当町が今後購入する車両につきましては、10月までには納車は間に合わないだろうということで考えておきまして、今回の補正をしたところでございます

けれども、その税率の適用日はですね、契約をした時点ではなくて納車があって検査を完了した時点、その時点での税率が適用されるということで変更したところでございます。なお、参考までに申し上げますと、その契約の履行日といいますけれど、納品があって検査をした日が基準となりますけれど、その支払いの会計年度も決まると、そのような定めになっておりますのでご理解願います。

○富樫議長 「渡辺総務課参事」

○渡辺総務課参事 柳谷議員の委託料についてのご質問にお答えいたします。繰り返しになるのですが、仮称でもみ殻の熱利用実証事業プロジェクト推進組織という、イメージでは農業者、JAの各生産組合とこれらを設立して、調査及び実証事業計画の立案、推進につきましてはここで事業者の支援に実績をもつ業者、いわゆるコンサル等になるかと思うのですが、ここで業者を選びたいと思いますので、今現在では特定の業者は決まっております。これらに委託してですね、実際、実証事業の作業については、例えばもみ殻の提供だとか収集、それからもみ殻の固形化、運搬だとか農業ハウスの管理等、これらについてはコンサル側、会社側からですねプロジェクトの推進組織に逆をお願いして、まわして循環していければなと考えております。それから地域の還元の話ですが、この再生可能エネルギーを使った未来の蘭越町農業の必要性という関連にもなるかと思うのですが、今、現時点では定量的な評価というのはかなり難しいことでもありますけれど、夢としてはニセコ・比羅夫地区、それぞれのリゾートホテル等での蘭越産ブランド、これの農産物の販売を通じて蘭越町の知名度アップ、それからブランド化の強化を図ってまいりたいと考えております。また、これら農産物をですね、例えばメロンだとかトマトだとかになるのか分かりませんが、それらを冬季に出荷することでこの付加価値をもったブランドの農産物の販路を開拓していきたいということでご理解願いたいと存じます。

○富樫議長 「柳谷議員」

○柳谷議員 収集車の件については分かりました。この創生事業の関係なんですけれど、実は私関係町村で、同じような事例を聞いたんですけれど創生事業全体の予算枠をだんだん縮小して、財務省がずいぶん頑張って、財務省ではなく石波大臣が担当のときに全国各地を歩いて事業普及を図ったという経過があったんですけれど、ほとんど請負団体が中央にモータリしたネットワークをもってこの予算を自らの事業にして、業としてやっていくと、地域にどれだけこの予算が還元されているのかという点はですね、例えば地中熱を利用するとか、いろんな、やっぱり専門知識が必要だと、専門技術が必要だということ。実は山形に何年か前に同僚の向山議員と行ってきているんですけれど、それほど専門性のある、もみ殻の燃料の固形化という、それほど専門性のあるものではないと、ただ機械を非常に高額、当時確か6百万程度の高額な、技術指導もするんだけど常時はりついたりしなくても良いというような意見も聞いて来ました。旭川に常駐して北海道を指導するというをとっていたという、私ども視察に行き帰ってきた頃、いい受皿だなというのが結論だったのですよね。

町の施設を利用することは、全然発想が無かったものですから、良い受皿だなと、それで受皿のプランニング、全体の事業のプランニングをどうするのかということ、財源が国費が大半なんですから、ともすれば群がる業者に全部持っていかれるという可能性だってあるわけです。その辺のところを注意していく必要があるのではないかと、いうふうに思っていますが、その辺のところを町長から意見をうかがえればと思います。

○富樫議長 「金町長」

○金町長 柳谷議員のご質問にお答えします。これまでの経過については、渡辺参事からこの事業の導入についてのお話を申し上げたところでございます。私としてもこれはあくまでも実証実験という部分の中で国の事業を入れながら、それをいかに生産者の方々が活用して、今後の農業振興のほうに役立てていけるかということにかかっているのかなと思っております。まず、町の施設を使ったというのは、実証実験をしてどういうものをやっていけるんだということをお

程度、そういう町の施設の中でやることによっていろんなことが分かってくるだろうということで、まず、町の施設を使ってやりましょうと、それともみ殻の議員のおっしゃった圧縮機さらにはボイラー、その技術というのは、議員のほうも視察に行っていらっしゃるし、職員もその分からいったら、行ってる部分もありますし、旭川のほうでもやっているとということも私もお聞きしている分もあります。それをいかに作った部分については機械が作るんで、その部分をボイラーとして稼動してものを作るということですから、それはそんなに難しいことではないのかなと、思ってますが、その熱をいかに活用したものができるかというのは、これはやはり、農業者の方々にかかってくるのかなと思っているのです。それで今回委託した業者からそういう農業者が行う部分についてというのは委託業者がそれを農業者に払うという形になってますんで、すべてが全部委託業者が吸い取るという形ではなく、一緒に共同しながらかかる費用については、この委託料の中から委託会社のほうで農業者のほうに払うという形ですし、そこは協議しながら進めていくというふうにかがっておりますので、何とか私は実用に向けてですね今年1年、様々な実験を繰り返しながら少しでも、そしてそれを来年度以降にですね、できれば違う補助事業を入れながら継続してやる。さらにはほかの農業者、今回入る委員の中でも自分たちでやってみたいとか、そういうものがあればですね導入に向けて町のほうとしても支援等も含めて検討してまいりたいなというふうに考えておりますのでご理解願います。

○富樫議長 ごかに質疑ありませんか。「2番 田村議員」

○田村議員 田村です。2番です。初めてなんですけれど、ちょっと聞かせていただきたいなと、貝の館のことが話に出ていたので聞かせてください。助成金というか財団のほうからということでお金をもってきてくれるということで予算つけていろいろされているみたいなんですけど、それがいわゆる、それだけやってどれだけの効果があるのか、貝の館自体がですね、ゴールデンウィークは人が来るけれど、それを年間をとおしてはなかなか、見た感じも、何回か行きますけれどそれも定かではないなというのがあるのと、助成金を持ってきてさ

れるというのもいいんですけど、地元の地域の人たち自身とか、道の駅を訪れている方々自身がどういうものを必要としている、どういうものを欲しがってる、ということの掘り起こしが、そっちをして何かを始める、財団がくれたものをそのままやるというのではなくて、地域の人たちを巻き込みながらしていく、若しくはクラウドファンディングというシステムがあるんですけど、お金を集めるためではなくて、全国の人たちに蘭越町を知ってもらって、そこで貝の館でこういうことをやりたいんだけど、関わって少しずつでもお金を出してくださって、自分がお金を出すから、また来たくなる。そういうふうな展開というのか、今までみたいにたぶんどっかに頼んでやってみましょうというような時代ではないというふうに思っているのもそういう方向の、今後、展開というのか考え方も必要なんじゃないのかなと私は思っております。地域の人を巻き込まないことには、地域の人が行ってないし、実際、地元の者が足を運ばないということは、やっぱりそこに魅力が欠けるのではないのかなと思っておりますので、こういう海の学びプロジェクトみたいなもの、されるのはもちろん良いと思うのですが、それをもっと町民のほうに巻き込む仕組みを作っていければよいのではないかなと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○富樫議長 「梅本商工労働観光課長」

○梅本商工労働観光課長 貝の館についてご意見いただきました。利用者はオープン当初は確かに万単位の方がものめずらしさもあって、この辺にはこういうところが無いということで、たくさんの方にご利用いただきましたけれど、その後利用が衰退しまして、その後専任の学芸員を置きまして展示物、またその研究内容の充実を図りまして、現在は大体、年間、昨年で3千2百人程度の来館者があったところでございます。今回の助成金につきましては学芸員がですね、こういった企画でいろんな人に研究内容を披露する、理解を深めるということで財団法人から助成金を受けて、そしてそれを使ってやっていきたいという主旨ですので、決して上からの押し付けでやっているのではない、こっちから研究結果を、成果を広く皆さんに見て欲しいとい

う主旨で財源を探したところ、こういうところから8割の補助をいただけるというものを使って今回こういうものをやっいてこうという主旨ですので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思うところでございます。あと、ご意見いただきました地域の人を巻き込んでということですが、是非、積極的に地域の人たちにこういったところを理解していただきたいという主旨から年間パスポートを作ったりですね、また先日寿都町の業者さんのご協力をいただきまして、観るだけではなくて食べることも貝の存在もあるだろうということで、2回目になりましたけれど、「かき祭り」を実施してですね、大体数百名の方にご利用いただいたところでして、貝の館の認知を高めたなど、担当としては思っているところです。クラウドファンディングのお話もいただきましたけれども、その辺につきましては担当学芸員と相談してですね、どういったものがそういう仕組みにふさわしいのか、研究していきたいというふうに思いますので、また、ご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○富樫議長　　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより「議案第4号 令和元年度（平成31年度）蘭越町一般会計補正予算」を、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。よって「議案第4号」は、原案のとおり可決されました。

○富樫議長　　日程第18「議案第5号 平成31年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「山下 健康推進課長」

○山下健康推進課長 ただいま上程されました、議案第5号 令和元年度、蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げます。

この会計の現在の予算総額は、6千2百55万1千円でございます。

この総額に28万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6千2百83万7千円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

1款 サービス事業費、1項 居宅サービス事業費、1目 訪問介護等事業費、補正額5万4千円。

9 旅費、7千円。通院支援を行う移送サービス業務に必要な、運転者資格を有する職員の人事異動に伴い、新たな職員の資格取得が必要なことから、その講習会受講にかかる職員旅費でございます。

19 負担金補助及び交付金、4万7千円。同じく職員の異動に伴う、運転者資格取得講習会 受講料でございます。

2目 通所介護事業費 補正額23万2千円。

11 需用費23万2千円。

修繕料で、高齢者生活福祉センターめなで使用している、利用者送迎用マイクロバス自動ドアの自動開閉装置が故障したため、修理するものでございます。

次に歳入について、ご説明申し上げます。5ページをご覧ください。

3款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、補正額28万6千円の追加。前年度繰越金28万6千円を追加し、歳出に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○富樫議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより「議案第5号 平成31年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異ありませんか。

異議なしと認めます。よって「議案第5号」は、原案のとおり可されました。

○富樫議長 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、令和元年「第二回蘭越町議会臨時会」を閉会いたします。

午後2時15分閉会